

① 伐採方法が皆伐、造林方法が人工造林の場合

伐採に係る森林の状況報告書

令和5年2月28日

〇〇市長様

伐採した森林が所在する市町村の長とする。

住所

連絡先

報告者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

提出日は、伐採の期間の末日から30日以内です。

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇 市 △△ 町 大字 〇〇 字 △△ 1234-1 番地、1234-2 番地

①伐採箇所ごとに報告書を作成する。②複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

Table with 2 columns: Item, Value. Items include: 伐採面積 (2.00 ha), 伐採方法 (皆伐・択伐), 伐採率 (100%), 森林所有者の伐採跡地の確認の有無 (有), 作業委託先 (株式会社〇〇), 伐採樹種 (すぎ), 伐採年齢 (△△年), 伐採の期間 (令和4年12月15日～令和5年2月15日), 集材方法 (集材路・架線・その他), 集材路の幅員・延長 (幅員 〇〇m, 延長 △△m).

届出書の「伐採の計画」に従ったものとする。

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。 ※小数第2位まで記載 (第3位で四捨五入)

伐採率は、立木材積による伐採率 (%) とする。

3 備考

Blank box for remarks.

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2 森林の所在場所ごとに記載すること。
3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びびくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
6 伐採年齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和5年5月31日

〇〇市長 様
伐採した森林が所在する市町村の長とする。

住所

提出日は、伐採の期間の末日から30日以内です。

連絡先

報告者 氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

③伐採箇所ごとに報告書を作成する。
④複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字 〇〇 字 △△ 1234-1 番地、1234-2 番地

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとする。

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載する。

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和5年3月1日～ 令和5年5月18日	すぎ	1.00ha	3,000本	株式会社〇〇	△△
			ひのき	1.00ha	3,000本		
天然更新				ha	本		

3 備考

令和5年3月1日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか2名）

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。